

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月
② 昭和57年4月から同年6月まで

私が20歳になった時、夫に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫と一緒に口座振替を利用して納付してきた。

昭和57年3月から同年7月までA県に住んだが、この期間の国民年金保険料は、B町に戻ってから納付したことを覚えている。

国民年金保険料が未納とならないように納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、B町に戻ってから納付したと主張しているとおり、国民年金被保険者台帳、B町の国民年金被保険者名簿及び戸籍の附票から、申立人が昭和57年7月12日に同町に転入し、申立期間②直後の同年7月から同年9月までの保険料は同年10月27日に納付されていることが確認できることから、申立人が同町で国民年金の手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、20歳になった時、申立人の夫に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫と一緒に口座振替を利用して納付してきたと主張しているが、申立人が国民年金に加入したとする昭和41年*月の時点では、申立人の所持する昭和47年4月1日発行の国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿から、生年月日は21年*月*日、国民年金被保険者資格取得日は41

年*月*日で管理されていたことが確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間となっていたことから、保険料を納付することができない。

また、申立人の正しい生年月日である昭和21年*月*日及び正しい国民年金被保険者資格取得日である41年*月*日へと記録訂正が行われたのは、国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿から、昭和51年度以降と推認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は36万円、同年12月26日は57万円、16年6月30日は36万円、同年12月27日は55万6,000円、17年6月30日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑦の標準賞与額の記録は、事後訂正の結果27万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の23万3,000円とされているが、申立人は、当該期間については24万5,000円の標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年6月30日

⑥ 平成 18 年 12 月 28 日

⑦ 平成 20 年 6 月 30 日

ねんきん定期便で年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、申立期間①から⑤までの標準賞与額の記載が漏れていた。

また、申立期間⑥及び⑦の標準賞与額については、支給額よりも少ない標準賞与額が記載されていた。

会社も届出が漏れていたこと等を確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間①から⑦までについて、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社から提出のあった賞与明細書から、申立人は、申立期間①から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 6 月 30 日は 36 万円、同年 12 月 26 日は 57 万円、16 年 6 月 30 日は 36 万円、同年 12 月 27 日は 55 万 6,000 円、17 年 6 月 30 日は 35 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額は、当初 54 万円及び 23 万 3,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に 57 万円及び 27 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者期間であった期間に基づく保険給付は行われないとされてい

る。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（57万円及び27万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（54万円及び23万3,000円）とされている。

また、前述のとおり特例法による記録訂正においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが要件とされている。

申立期間⑦については、A株式会社から提出のあった賞与明細書から、当該期間において、24万5,000円の標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については保険料控除額から24万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間⑥については、A株式会社から提出のあった賞与明細書から、申立人が、当該期間に係る賞与として57万円の支払いを受けていることは確認できる。

しかしながら、当該賞与から控除されている厚生年金保険料額は、52万9,000円の標準賞与額に相当する額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間⑦の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年10月まで

昭和63年3月頃、母親がA信用金庫B支店（現在は、C信用金庫B支店）の2階で国民年金への加入手続きを行い、同時に、7,000円から8,000円の国民年金保険料を納付してくれた。

その後の国民年金保険料も、母親が月ごとにD銀行B支店で納付してくれたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月頃、申立人の母親がA信用金庫B支店の2階で国民年金への加入手続きを行ったと主張しているが、E市では、「A信用金庫B支店に国民年金の窓口は設置していない。」と回答している上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第3号被保険者の事務処理日及び国民年金保険料の納付開始日から、平成3年5月頃と推認でき、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、申立人は、申立人の母親が月ごとにD銀行B支店で国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの保険料は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料について、納付期限に遅れて納付していたことや、数か月分又は1年分の保険料をまとめて納付していたことはないと述べている上、母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案587（事案461の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年3月まで

平成22年5月28日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については、記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、私の妻が、申立期間において、夫婦二人分の国民年金保険料をA市職員による集金で納付していることは、私の長兄の妻が、私の家に同市職員が来ていたことを記憶していること、私の友人も、申立期間当時に同市で集金により保険料を納付していたことから、私たち夫婦が保険料を納付したことを知っている。

また、私の友人は、国民年金保険料の納付の有無について、年金記録確認旭川地方第三者委員会に申立てを行っていることから、私たち夫婦もA市における年金記録の管理に疑問を持っている。

私たち夫婦が5年間も国民年金保険料の納付免除を受けていれば、記憶にあるはずだが、申立期間の保険料の免除申請をした記憶が無いにもかかわらず、保険料を納付していたことを証明するものが無いために、申立てが認められなかったことは納得がいかないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人夫婦は、申立期間における国民年金保険料の免除申請を行ったことは無く、A市職員による集金で保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立期間は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録共に保険料の免除期間となっている上、申立期間当時に申立人と一緒に働いていた申立人の長兄及びその妻、並びに申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の次兄及びその妻

についても、申立人夫婦同様に当該期間については保険料の免除期間となっていること、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人夫婦から、家計を管理していた申立人の妻は国民年金保険料納付の免除申請を行った記憶が無い上、申立人の長兄の妻が、申立人夫婦の家にA市職員が来ていたことを記憶していること、申立人の友人も、申立期間当時に同市で集金により保険料を納付しており、申立人夫婦が保険料を納付していたことを知っていること等から、再申立てが行われており、申立人の長兄の妻は、長兄が申立人と一緒に働いていた時期（昭和39年3月から44年3月まで）に同市職員が申立人夫婦の家に来ていた旨述べている。

一方、申立人夫婦は、申立人の友人も、申立期間当時にA市で集金により国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦が同市職員の集金により保険料を納付していたことを知っていることと主張しているが、友人の所持するA社会保険事務所（当時）が発行した国民年金保険料現金領収証書から、友人は、昭和42年7月から45年3月までの保険料を同年6月30日に過年度納付している上、友人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄から、友人が同市で保険料の現年度納付を開始したのは昭和45年4月分以降の保険料であることが確認できる。

また、申立人の友人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和45年6月頃であると推認でき、当該国民年金手帳記号番号の払出以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、申立期間当時、友人が申立人夫婦と同様にA市の集金により国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、申立人の友人が年金記録確認旭川地方第三者委員会に申し立てしている期間は、申立人夫婦の申立期間とは全く異なる期間である。

さらに、申立期間当時における国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式が採用されているところ、印紙検認方式では、国民年金被保険者が現年度保険料の納付を終えた後、国民年金手帳の国民年金印紙が貼付された印紙検認台紙は市町村にて切り取られ、この印紙検認台紙は市町村で記録を確認した後、社会保険事務所（当時）の被保険者台帳の納付記録との再確認に使用されていたことから、申立人が5年間の保険料全てを継続して納付していながら、申立期間の保険料が免除として記録され、長期間にわたってその記録が欠落するとは考え難い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案588（事案458の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年3月まで

平成22年5月28日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については、記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、私が、申立期間において、夫婦二人分の国民年金保険料をA市職員による集金で納付していることは、私の夫の長兄の妻が、私の家に同市職員が来ていたことを記憶していること、私の友人も、申立期間当時に同市で集金により保険料を納付していたことから、私たち夫婦が保険料を納付したことを知っている。

また、私の友人夫婦は、国民年金保険料の納付の有無について、年金記録確認旭川地方第三者委員会に申立てを行っていることから、A市における年金の記録管理に疑問を持っている。

私たち夫婦が5年間も国民年金保険料の納付免除を受けていれば、記憶にあるはずだが、申立期間の保険料の免除申請をした記憶が無いにもかかわらず、保険料を納付していたことを証明するものが無いために、申立てが認められなかったことは納得がいかないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人夫婦は、申立期間における国民年金保険料の免除申請を行ったことは無く、A市職員による集金で保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立期間は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録共に保険料の免除期間となっている上、申立期間当時に申立人の夫と一緒に働いていた夫の長兄及びその妻、並びに夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫の次兄及びその妻について

も、申立人夫婦同様に当該期間については保険料の免除期間となっていること、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人夫婦から、家計を管理していた申立人は国民年金保険料納付の免除申請を行った記憶が無い上、申立人の夫の長兄の妻が、申立人夫婦の家にA市職員が来ていたことを記憶していること、申立人の友人も、申立期間当時に同市で集金により保険料を納付しており、申立人夫婦が保険料を納付していたことを知っていること等から、再申立てが行われており、夫の長兄の妻は、夫の長兄が申立人の夫と一緒に働いていた時期（昭和39年3月から44年3月まで）に同市職員が申立人夫婦の家に来ていた旨述べている。

一方、申立人夫婦は、申立人の友人も、申立期間当時にA市で集金により国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦が同市職員の集金により保険料を納付していたことを知っていることと主張しているが、友人の所持するA社会保険事務所（当時）が発行した国民年金保険料現金領収証書から、友人は、昭和42年7月から45年3月までの保険料を同年6月30日に過年度納付している上、友人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄から、友人が同市で保険料の現年度納付を開始したのは昭和45年4月分以降の保険料であることが確認できる。

また、申立人の友人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和45年6月頃であると推認でき、当該国民年金手帳記号番号の払出以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、申立期間当時、友人が申立人夫婦と同様にA市の集金により国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、申立人の友人が年金記録確認旭川地方第三者委員会に申し立てている期間は、申立人夫婦の申立期間とは全く異なる期間である。

さらに、申立期間当時における国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式が採用されているところ、印紙検認方式では、国民年金被保険者が現年度保険料の納付を終えた後、国民年金手帳の国民年金印紙が貼付された印紙検認台紙は市町村にて切り取られ、この印紙検認台紙は市町村で記録を確認した後、社会保険事務所（当時）の被保険者台帳の納付記録との再確認に使用されていたことから、申立人が5年間の保険料全てを継続して納付していながら、申立期間の保険料が免除として記録され、長期間にわたってその記録が欠落するとは考え難い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年3月まで

私は、父親から、納付していない国民年金保険料は遡って納付することができるので納付するようと言われ、A株式会社に入社し、厚生年金保険に加入してから国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、納付金額の記憶は定かでないが、B市C区役所又は同市D区役所で昭和56年4月以降の分と一緒に一括納付したと記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市C区役所又は同市D区役所で昭和56年4月以降の保険料と一緒に一括納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びE市の国民年金被保険者台帳から、申立期間直後である同年4月から57年3月までの保険料は、申立人がB市からE市に転居した後の58年10月7日に納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和57年10月1日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、昭和55年5月及び同年6月の保険料は時効により納付することができない上、同年7月から56年3月までの保険料は過年度保険料として納付することができたものの、申立人が保険料を納付したとするB市で収納できたのは現年度保険料のみであることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案590

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成2年8月まで

平成2年9月に夫と復縁した後、しばらくしてから、「国民年金の保険料が2年間未納です。今なら2年間遡って納めることができます。」と書かれた文書と国民年金保険料の納付書が役所から送られてきた。

夫に相談すると、2年間分の国民年金保険料全額を用意してくれたので、私が平成2年11月から3年3月までの間か、その後に、A市B支所の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、平成2年11月から3年3月までの間か、その後にA市B支所で納付したと主張しているが、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、申立期間全ての保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納できた同市B支所で、申立人が保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成2年9月頃に納付督促の文書と納付書が役所から送られてきたと主張しているが、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳では、申立期間のうち、平成元年2月から2年8月までの期間において、申立人が国民年金に加入していた形跡は確認できないことから、申立人が国民年金に加入していない期間を含む保険料の納付書を、A社会保険事務所（当時）及びA市が発行していたとは考え難く、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間において、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い

出されていた形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 26 日から 49 年 7 月 8 日まで
申立期間についても、A株式会社（適用事業所名称は、株式会社B）で正社員（C担当）として継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 40 年 4 月 1 日取得から 44 年 12 月 26 日喪失まで、及び 49 年 7 月 8 日取得から 50 年 1 月 9 日喪失までとなっているが、申立人は、申立期間にも継続して当該事業所に勤務していたと主張しているところ、申立期間に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の同僚の証言からは、申立人の勤務期間を特定することはできず、申立期間及び申立期間の前後の期間に当該事業所に勤務していた別の複数の同僚からは、時期は特定できないものの、申立期間中に、申立人が当該事業所を一度退職した旨の証言を得ている上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、昭和 49 年 7 月 8 日取得から 50 年 1 月 8 日離職までとなっており、申立期間に係る加入記録は確認できず、申立期間後の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月 1 日から同年 7 月 21 日までは、A株式会社とは別法人であり、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったD株式会社において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間当時の同社の代表取締役は、「申立人は、1年までは勤務していなかったと思うが、半年くらいはいたと思う。」と証言しており、これらを踏

まれば、申立人が申立期間の全てにおいて、A株式会社に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、A株式会社は、昭和54年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の、申立期間における厚生年金保険の適用状況や給与からの厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
医療法人A会B事業所における退職日は昭和 57 年 1 月 30 日となっているが、これは同月の末日が日曜日だったからだと思う。
実際は昭和 57 年 1 月末日まで在籍し、同年 1 月分の厚生年金保険料も給与から控除されているので、退職日は同年 1 月 31 日となり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 2 月 1 日となるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人A会B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 57 年 1 月 31 日となっているところ、申立人は、「退職日は昭和 57 年 1 月 30 日となっているが、これは同月の末日が日曜日だったからだと思う。実際は同月末日まで在籍しており、同年 1 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、退職日は同年 1 月 31 日となり、資格喪失日は同年 2 月 1 日となるはずである。」と主張しており、申立人から提出された給料明細書から、同年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和 57 年給与支払報告書の退職日の記載、及び申立人の雇用保険の離職日は、昭和 57 年 1 月 30 日となっており、医療法人A会C事業所は、「B事業所は昨年閉院している。当時のことについては、書類が無いので確認できない。申立人と一緒に働いていた者もまだ在職しているが、申立人の退職日までは誰も覚えていない。昭和 57 年 1 月分の保険料を控除していたのなら、返さなければならない。」と回答しており、申立期間に雇用関係が継続していたことをうかがわせる証言等は得られない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 1 月 31 日であり、同年 1 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、医療法人 A 会 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、月末が資格喪失日となっている者が多数おり、このうち、平日であっても月末が資格喪失日となっている者も複数確認できることから、当該事業所では、月末に被保険者資格を喪失させる取扱いが常例として行われていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月10日から39年11月12日まで
② 昭和40年10月8日から同年12月21日まで

昭和43年3月に結婚のため、A事業所（最終事業所）を退職した際、職場の同僚の話から脱退手当金を知り、同事業所に係る厚生年金保険の加入期間についてのみ受給手続をした。

申立期間①（B事業所）及び②（C株式会社）についても脱退手当金の受給手続を行ったとするなら、その際に自分の厚生年金保険の加入歴を調べる必要があるはずだが、そのようなことは全くしていない。

また、申立期間①及び②のほかにも、A事業所に勤める前には、D株式会社とE株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入しているが、これらの会社での加入期間は脱退手当金の計算の対象となっていない。申立期間①及び②に係る脱退手当金の手続をする時にこれらの会社について同時に手続を行わない事情は無い。

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険に加入していた最終事業所であるA事業所に係る脱退手当金のみ受給した。申立期間①及び②に係る脱退手当金は受給していない。」と主張している。しかしながら、脱退手当金に係る最終事業所であるA事業所における申立人の被保険者期間は、昭和41年5月10日取得から43年3月21日喪失までの22か月間であり、当該被保険者期間だけでは、脱退手当金の受給要件（24か月以上）を満たす被保険者期間とはならず、申立人は、脱退手当金の受給要件を満たすことはできない。

また、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者期間を含めて支給された申立人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年7月12日に支給決定されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金に係る最終事業所における厚生年金保険の加入記録が存在する前の期間において、申立人には、申立期間①及び②のほかに、2か所の事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できるが、当該加入期間については、脱退手当金の支給対象とはされておらず、いずれも平成以降に基礎年金番号に統合された記録となっているところ、申立人は、「申立期間当時は、年金制度についての知識も認識もほとんど無かったので、以前の職場での加入状況については全く関心が無かった。」と回答している。

このほかに、申立人が申立期間①及び②の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案855

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月20日から同年12月22日まで
② 昭和34年3月23日から同年12月24日まで
③ 昭和35年4月10日から同年8月19日まで
④ 昭和36年3月10日から37年12月30日まで

A年金事務所で、申立期間①から④までのB株式会社に係る厚生年金保険の加入期間について、厚生年金保険の脱退手当金を昭和38年11月29日に支給しているとの説明を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶が全く無いので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、脱退手当金の支給決定直前の昭和38年10月10日に記号番号の重複取消の処理がなされていることが確認できることから、脱退手当金の支給申請に基づいて当該訂正等の届出が行われたことがうかがえる。

また、申立期間①から④に係る脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和37年12月30日）から約11か月後の昭和38年11月29日に支給決定された記録となっており、申立期間①から④までに係る厚生年金保険の被保険者期間を基礎として支給された申立人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。